

第8回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月26日（金）午後1時30分から午後3時20分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委 員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について

第8 農用地区域の変更について

第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第8回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、14番 杉本委員と16番 伊藤委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第7回の総会以降の諸般について、報告いたします。

2月10日、振興・農政専門委員会へ出席しております。

2月19日、あっせん委員会へ出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO4について、上程します。

事務局から、説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和3年2月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番

○外○筆、田が○○○㎡、畑が○○○㎡です。契約期間は平成23年11月29日から平成28年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年2月12、土地引渡の日は令和3年2月26日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号2、貸主は○○○さん、借主は○○○さん、土地は○○番○、田が○○○㎡です。契約期間は平成2年1月31日から平成8年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年2月5日、土地引渡の日は令和3年2月26日です。解約理由は、経営移譲するため、解約するものです。

番号3、貸主は○○○さん、借主は○○○さん、土地は○○番○外○筆、田が○○○㎡です。契約期間は平成28年4月6日から令和3年4月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年2月18日、土地引渡の日は令和3年2月26日です。解約理由は、譲渡するため、解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、○○宅の裏の○○宅の○○挟んだ向かい側の田んぼとなります。以上です。

5 番
(岩間委員)

2番についてご説明いたします。内容については説明のとおりです。場所については、○○の裏側にある一角になります。よろしくお願いいたします。

9 番
(石井委員)

3番と4番についてご説明いたします。内容については説明のとおりです。

場所については、3番は○○宅から進んだ○○側になります。

4番については、○○宅の向かい側になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1からNO4について、原案のとおり受理することとします。

NO5について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

再開します。

NO5について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番
〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は令和2年3月30日から
令和7年3月26日までで農地法によるものです。解約成立年月
と通知年月日は令和3年2月5日、土地引渡の日は令和3年2
月26日です。契約理由は、譲渡するため解約するものです。

議 長

担当委員から補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号5番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおり
です。場所については、〇〇宅の裏側になります。議案第4号
にも出てきますのでよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
本案のNO5について、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩とします。

(〇〇委員着席)

再開します。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年2月267日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和13年2月25日までです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年2月25日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

調査書1号、2号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、

10 a 当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年2月25日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議長

担当委員から順次、補足説明を願います。

5番
(岩間委員)

番号1番と2番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

1番については、筆数がたくさんありますがすべて繋がっている農地となります。〇〇宅付近より〇〇側へ行った両サイドの元の〇〇農地となります。〇〇さんへ入っていく〇〇曲がり、そこを曲がってすぐの左側、また、その右側の水田となります。〇〇宅の手前にも地続きの田んぼがあります。〇〇宅へ向かう左手にある一団地。〇〇へ向かった左手、〇〇から買った圃場となります。よろしく願いいたします。

2番については、〇〇宅の裏側の圃場となりますので、よろしく願いいたします。

13番
(坂井委員)

番号3番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。3番については、〇〇宅の裏側になります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
本案のNO1からNO3について、原案のとおり決定し、許可することとします
NO4からNO5について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。

(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年2月25日までの5年間です。

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。なお、こちらの圃場については、1つ1つが小さく、条件の悪い農地となっているため、この価格となっております。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和13年2月25日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

調査書4号、5号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

担当委員から順次、補足説明を願います。

13番
(坂井委員)

番号4番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇の圃場となります。よろしくお願いいたします。

12番
(坂野委員)

番号5番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、先ほど1号議案に出ていました、〇〇宅の裏手となります。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
本案のNO4からNO5について、原案のとおり決定し、許可することとします。
暫時休憩とします。
(〇〇委員着席)

再開します。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、議決を求め。令和3年2月26日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇のため、転用するものです。別紙調査書をご覧ください。農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。航空写

真をごらんください。

前回総会時にも説明しましたが、〇〇〇にあります農地については、〇〇〇しました〇件となっていますが、〇〇〇となります。〇〇〇なったため、〇〇〇することとなり、今回申請された経過にあります。一般基準については記載のとおりです。

番号2、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇外〇筆、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇するためです。別紙調査書をご覧ください。農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号3、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇するためです。別紙調査書をご覧ください。農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、〇〇〇で農用地区域の変更について、異議がない旨、町へ通知した後、〇〇〇については、〇〇の総会で農地法第4条の規定による許可について、許可相当である旨、北海道農業会議へ諮問しておりました。

この度、2月19日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答があり、また、同日に農用地区域の変更に係る決定公告が終了した経過にあります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

2 番
(近藤委員)

番号1番と2番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。前回の総会でも説明したとおりです。

場所については、1番は、〇〇宅の周辺となりますが、〇〇の辺りとなります。

2番については、〇〇の真向かいになりますが、〇〇ということで農業会議所の諮問も終えております。よろしくお願いいたします。

3番
(高山委員)

番号3番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇辺りにある〇〇農地です。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
本案のNO1及び2について、原案のとおり決定し、許可することとします。
NO4について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。
(〇〇委員退席)

再開します。
NO4について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号4番について、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、〇〇〇に供するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、第1種農地です。判断理由としては、10ヘクタール以上の集团的農地の一角に位置する土地です。〇〇〇するため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、この件については、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農業用施設である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

1 2 番
(坂野委員)

番号4番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇の斜め向かいの農地となります。よろしくお願いいたします。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。
本案のNO4について、原案のとおり決定し、許可することとします。

暫時休憩とします。
(〇〇委員着席)

議 長

再開します。
日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
NO1について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

再開します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和3年2月26

日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇〇円、また、〇〇宅周辺の小さな田については、共済水張面積価格で〇〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は総額で〇〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

担当委員から補足説明を願います。

6 番
(宮武委員)

番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇と同じ場所となります。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑有りませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
本案のNO1について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
暫時休憩とします。
(〇〇委員着席)

再開します。
NO2からNO9について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

調査書第2号、3号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和4年3月7日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。田が10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。畑の10a当たりの価格は、〇〇〇円です。なお、〇〇〇は総額から差し引きしております。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇番〇が〇〇〇円、〇〇番〇が〇〇〇円、〇〇番〇が〇〇〇円です。畑の10a当たりの価格は、〇〇番〇が〇〇〇円、その他は〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、

いずれも令和3年12月1日、対価の支払期限は令和3年11月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

調査書第4号、5号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和4年3月7日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。

番号7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年12月1日、対価の支払期限は令和3年11月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

調査書第6号、7号は同じ記載となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年12月1日、対価の支払期限は令和3年11月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和4年3月7日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。なお、この圃場については、〇〇〇より〇〇〇の条件があり、〇〇として利用するため、この価格となっております。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号2番から7番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

場所については、2番は〇〇〇付近と〇〇〇の〇〇農地となります。

3番については、2番と〇〇〇の農地となります。

4番については、〇〇〇があり、そこを入れて〇〇〇抜けたあたりになります。

5番については、〇〇宅の裏手と〇〇宅の周り、あと4番と同じあたりに1筆となります。

6番については、4番と〇〇〇へ行ったあたり、さらにもう少し入って行った、〇〇〇あたりにもあります。

7番については、〇〇宅を進んですぐ入っていったところにある農地です。よろしく願いいたします。

13番
(坂井委員)

番号8番と9番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

場所については、8番は〇〇〇周辺となっております。

9番については、上仙幹雄宅の山側となっております。よろしくをお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

本案のNO2からNO9について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

NO10について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。

(〇〇委員退席)

再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

担当委員から補足説明を願います。

1 2 番
(坂野委員)

番号10番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、1号議案に出ておりました、〇〇さん宅の〇〇の農地となります。よろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
本案のNO10について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
暫時休憩とします。
(〇〇委員着席)

再開します。
NO11からNO18について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号11、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田が〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和13年3月7日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法

律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年12月1日、対価の支払期限は令和3年11月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号13、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号14、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和8年3月7日までの5年間です。価格は、総額で〇〇〇円です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号15、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇

m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和6年3月7日までの3年間です。価格は、総額で〇〇〇円です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号16、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇m²、畑で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年3月8日から令和9年3月7日までの6年間です。価格は、総額で〇〇〇円です。10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号17、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年7月1日、対価の支払期限は令和3年6月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号18、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権

の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年6月1日、対価の支払期限は令和3年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

担当委員から順次、補足説明を願います。

5番
(岩間委員)

番号11番と12番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。

場所については、11番は〇〇〇の圃場となります。よろしくお願いたします。

12番については、〇〇〇の前を通り、左側に続いている農地であり、〇〇〇の農地となっております。

7番
(西元委員)

番号13番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。〇〇〇が規模縮小するということで売買されます。場所については、〇〇〇へ上がりまして、〇〇向かい側とそれと反対側にも一団地あります。よろしくお願いたします。

1番
(黒川委員)

番号14番についてご説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇があり、その道路を奥へ進み、〇〇〇があり、その〇〇〇の圃場があります。

番号15番については、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇横の圃場です。

番号16番については、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇の裏手に1団地とその〇〇〇があり、その横に1つ、あとは〇〇〇のあたりにも一つあります。

番号17番については、内容は事務局説明のとおりです。場所

については、さきほども出ましたが、〇〇〇除いた裏の圃場と、
〇〇〇の圃場となります。

12番
(坂野委員)

番号18番についてご説明いたします。内容は事務局説明のと
おりです。場所については、〇〇〇mほど進んだあたりを右側へ
入っていく〇〇〇にある農地となります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
本案のNO11からNO18について、原案のとおり決定し、
その旨、町へ通知します。

日程第8、議案第5号 農用地区域の変更についてを議題とし
ます。NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更す
ることについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、
その可否について、意見を求める。令和3年2月26日提出。蘭
越町農業委員会会長名。今回協議があったのは、除外が1件です。

番号1番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は田で
面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇として利用するための除外でありま
す。航空写真の最終ページ、図面番号議案第5号1番をご覧ください。
場所は、〇〇〇にある土地です。農地区分は、10ヘクタ
ール以上の集団的農地の一角に位置する土地であり、第1種農地
になると考えております。

議 長

担当委員から、補足説明を願います。

1番
(黒川委員)

番号1番についてご説明いたします。内容は事務局説明のと
おりです。場所については、〇〇〇となっております。

議 長

これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします

日程9、議案第6号 令和3年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第7回総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、近藤委員長から検討した結果について報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

2月10日午後1時30分から振興・農政専門委員会を開催し、専門委員の皆さんと協議を行いました。お手元に配布しております、令和3年農作業雇用標準賃金改定案について説明させていただきます。

手作業賃金につきまして、現行の1時間当たりの賃金900円ですが、昨年10月北海道労働局が最低賃金を据え置くことを決定しており、その最低賃金861円を上回っております。また、山麓地区の他町村と比較しましても差異が無いことから、当委員会としましては日額7,200円と共に据え置くことで決定しました。改正が必要な事項として、各作業について協議した結果、次の2点について提案することとなりました。

1点目は、「苗1箱当り」についてですが、今年度から町育苗施設において密苗の出荷が始まることから、密苗についての記載が必要と考慮し、備考欄へ「密苗を除く」と追記することを提案します。

2点目は、作業名「融雪剤散布機」の追加を提案します。賃金は、10a当り600円とし、融雪剤散布機・オペレーター・燃料を含むものとしています。融雪剤が圃場から離れた場所に保管しており、融雪剤の運搬が生じる場合などについては双方協議により決定することとしました。

以上、2点を提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、近藤委員長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

10番
(金子委員)

へり防除について、先日、へり防除の組合がありまして、消費税等の関係から1,700円から1,800円に組合では変更になりましたのでお伝えします。

2番
(近藤委員)

変更になった部分について、そのようなことであれば1,800円に変更することで良いのではないか。お互いの話し合いによって決めるものではあるが、あくまでも参考、標準として提示させてもらっているのだから、状況に応じて随時判断していただくこととしたい。

議長

皆さんどうでしょうか。振興・農政専門委員会では1,700円でしたが、その後に1,800円と変更になったことから100円アップすることによってどうでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、近藤委員長からの報告のとおり決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんと、各事業所に配布することといたします。

日程10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和3年2月26日提出、蘭越町農業委員長名。

令和3年2月4日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆、同月10日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆、同月12日付けで、〇〇〇さんから〇〇番〇外〇筆、同月19日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1つ目、「次回総会日程」について、3月26日、金曜日13時30分予定としております。

現在のコロナ禍による緊急事態宣言が各府県では解除という話も聞こえてきておりますが、倶知安町ひらふではクラスターの発生と未だ予断の許されない状況となっております。

事務局では3月中旬までの状況によっては、懇親会的なものの開催を検討しております。それによっては、総会の開催時刻を夕方へ変更する可能性もあり、その際には3月19日発送予定の総会案内文書でお知らせさせていただきますので了承願います。

2つ目、「2022年度国策（農業政策と予算要求）意見要望」について、前回総会時に説明させていただきましたが、皆様から要望・意見の提出がありませんでしたので、事務局で北海道農業会議作成の原原案で提案されている事項以外について事務局で1点提案したいと思います。

農業次世代人材事業等の親元就農支援について、次世代を担う農業者を応援する補助金として農業次世代人材投資事業があるが、親元就農の経営開始型の受給要件には就農後5年以内の経営継承が必須となっている。就農後5年の経営継承する時点で、親が40歳代といった実際に経営継承するのは時期尚早と判断されるケースも有り、それがネックとなり事業が活用されない事案が見受けられている。

親元就農者は、新規就農者と比べて就農条件が比較的準備されていると思われがちだが、実際には経営体の就業者が増加するに伴い、所得についても増加させなければならず、当然ながら規模拡大等を強いられ、経費も増加することとなる。親元就農に係る農業次世代人材投資事業の交付要件の緩和、さらには親元就農者への総合的な支援を要望することで提案させていただきますので、ご意見等ある方はご連絡をお願いします。

以上で報告終わります。

議 長

ただ今、説明させていただきましたが、3つ目の意見要望について皆様からご意見はありませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは後志地方連へ提出させていただきます。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第8回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時20分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩